

(写)

平成 20 年 3 月 14 日

環 境 大 臣

鴨 下 一 郎 様

練 馬 区 長

志 村 豊 志 郎

アスベスト対策に関する緊急要望について

練馬区は、平成 15～16 年度、全国に先駆けて区立施設について、当時の厚生労働省の通達に明記されていたアスベスト<白石綿(クリソタイル)、茶石綿(アモサイト)、青石綿(クロシドライト)>の含有調査を実施しました。調査の結果、当該 3 種のアスベスト含有の露出した吹付け材については 17 年度までにすべて除去を完了しました。

また、国の規制強化に先駆けて「練馬区アスベスト飛散防止条例」を制定し、吹付け材のみならず成形板も規制対象としたほか、一般大気環境中のアスベスト濃度測定を実施しています。さらに、民間建築物のアスベスト調査および除去工事に対する助成制度を創設するなど、アスベスト対策を着実に推進してきたところです。

今般、国内では使用されていないとされ、かつ、平成 15～16 年度において、練馬区が含有調査を実施した時点では分析方法が確立されていなかったトレモライト、アンソフィライト、アクチノライト(以下「新 3 種」という。)が、他の自治体の一部の施設で含有されていたことが判明しました。

練馬区は、このような事態を受け、区民の健康を守るために、改めて全区立小中学校および区民施設で使用されている露出した吹付け材について、新 3 種の含有調査を実施することとし、さらに民間建築物含有調査に対しても、改めて助成することとしました。

しかしながら、このような状況に至ったのは、平成 17 年度までの厚生労働省の通達における分析対象として、白石綿、茶石綿、青石綿のみが明記されていた一方で、昨年の同省通達に JIS 規格(JIS A1481)を明記し、同規格の中では新 3 種の分析が可能であることが記載されるなど、国の基準が必ずしも明確であるとは言い難いことに起因しているといえます。

加えて、平成 20 年 1 月 26 日の東京新聞によると、総務省は「当初から調査対象を既存の 3 種に限定していたわけではない」とするなど、アスベスト対策への関係省庁の見解に一貫性がないことも要因といわざるを得ません。

以上のように、関係省庁による非統一かつ不明確な基準のほか、昭和 50 年から、アスベストの含有量基準が数回にわたり 0.1 パーセントまで変更されたことへの対策も含め、その都度、現場を抱える基礎的自治体は現実的な対応に追われてきた経緯があります。

つきましては、抜本的にアスベストの飛散防止対策の強化を図るため、国は、下記の事項について積極的な措置を講じられるよう要望します。

記

関係省庁の緊密な連携のもと、新3種を含めたアスベスト対策を早急に提示するとともに、アスベスト製品の使用実態等についても、統一かつ一貫性ある情報を住民にわかりやすく公表すること。

公共施設や民間建築物等のアスベスト調査、除去等に対し、財政措置等の支援策を講じること。

今後の被害を未然に防止するため、一般大気および室内環境に対する基準を設定すること。

大気汚染防止法を改正し、規制対象アスベストに成形板を含めること。

アスベストによる健康被害について、新たな被害の発生の防止に向けた必要な対策を講じること。

要望先一覧

職 名
総 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣
内 閣 官 房 長 官